



Title	畑作集落の構造と生産組織 : 十勝畑作地帯中札内村の事例分析
Author(s)	柳村, 俊介; YANAGIMURA, Shunsuke
Citation	北海道大学農経論叢, 42, 101-132
Issue Date	1986-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11003">https://hdl.handle.net/2115/11003</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	42_p101-132.pdf



# 畑作集落の構造と生産組織

—十勝畑作地帯中札内村の事例分析—

柳村俊介

## 目次

I 課題と対象	101
1 課題設定	101
2 研究対象	102
II 中札内村における集落の構造	105
1 行政組織の末端単位としての集落	105
2 農協組織の末端単位としての集落	111
3 集落構造の実態	117
III 作目別事業部会制度下の生産組織	121
1 作目別事業部会による地区調整方式	121
2 生産組織展開の系譜性	128
おわりに	132

## I 課題と対象

### 1 課題設定

北海道十勝畑作地帯における経営の専門化と規模拡大は、1970年前後からのトラクター化とともに急速な進展を示した。その過程は個別的な機械化や地区的な生産組織化にとどまらず、農協を中心とする大型施設の拡充を伴うものであった。その結果、地域農業全域を対象とする処理能力を有した大型施設を軸に、生産・出荷・加工・販売の各過程が系列化され、今日十勝畑作地帯は我国農業の中で最も「装置化・システム化」の進んだ地帯の1つに数えられるにいたった。中札内村農協は、十勝畑作地帯の中でも特に「装置化・システム化」を強力に推進してきており、「中札内村広域営農団地」として「昭和59年度朝日農業賞」を受賞する等、優れた地域農業振興策の実践が既に広く紹介されている。

ここで中札内を事例に取り上げる問題は、第1に、行政組織・農協組織の

末端単位としての畑作集落構造の実態と、地域農業のシステムにおける位置・機能の把握である。集落は行政組織や農協組織等の外部組織と多くのパイプ（接点）をもつが、自らの自治組織としての体制および外部組織との複数の結合パイプが、総体として集落の構造をいかに形づくるのか、また、「装置化・システム化」の下での農協事業の運営が、集落構造といかなる関連をもつのか、あるいはもたないのか、といった点が検討課題である。

第2に、「装置化・システム化」による農家の組織化と自生的な生産組織による農家の組織化との関係を分析する。両者の相互に矛盾する側面と補完的に作用し合う側面が、具体的にどのような場面で現われているか、また、そのことが集落構造の特質といかなる関連を示すのか、を中心に実態把握を行なう。<sup>1)</sup>

## 2 研究対象

分析は、1985年8月に実施した集落調査の結果に基づいて行なう。調査対象は、農家が複数の市街地行政区に散在する中札内地区を除く21集落で、行政区長と古老を中心とした聞き取り調査を実施した。なお、ここでは、集落区分を行なう際に、「明確な組織体制をもつ社会生活上の住民のまとまり」を基準として集落境界を設定した。原則として行政区の範囲に従ったが、後述するように協和行政区を構成する協和・豊栄・進光の行政区班は独自の組織体制と活動を示すので、それぞれを1集落とみなした。

次に、分析を進めるにあたり最低限必要と思われる範囲で、中札内村農業の特徴的事項に関する説明を加えておく。<sup>2)</sup>

第1に、中札内村農協では、1971年の「中札内農業構造改革農協中期計画要綱」以来、基幹作目を畑作・酪農・畜産（養豚・養鶏）に据え、作目毎の経営専門化と生産団地形成を図ってきた。中でも、1970年以前は副次的部門にすぎなかった畜産に関しては、畑作への有機質肥料供給源との位置づけを

---

1) 本稿とは視角を異にするが、同じく北海道畑作地帯を研究対象とし、生産組織展開の社会基盤として集落の実態把握を行なった森川辰夫等の研究成果がある。農業研究センター農業計画部・経営管理部「道東畑作先進地における地域社会づくりの展開」（1983年）、北海道農業試験場「道東畑作地域における集落と生産組織の構造」（北農試農業経営研究資料第50号、1981年）。

2) 以下の記述に関しては、中札内村農協『くみあい30年の歩み』（1979年）を参考にした。

与え、全村の観点から農協が強力なバック・アップを行ない、7団地に大型施設を建設・配置した。このような生産団地化の推進は、作目毎の大型施設との直結体制を強化する方向に向かい、農協事業規模を大きく拡大した。これに対する農協の対応は、(1)機械センター部門を独立（有限会社設立）させる等各事業運営の原則を独立採算制におき、農協経営基盤の安定化を図る、<sup>3)</sup>(2)豆作・馬れいしょ・甜菜・酪農・畜産の5つの「作目別事業部会」を設置し（1975年）、各事業運営の主体と位置づけることにより、事業運営の専門性・独自性の高まりに応える体制を強化する、(3)部会設置に伴ない農協事務組織を再編し、増大する事務処理の効率化を図る、という点に整理される。とりわけ、作目別事業部会は「装置化・システム化」の組織的中核をなし、しかも全農協組合員加入を原則としていることから、分析においては部会運営・部会事業と集落の関係が重要な検討課題となる。

第2に、1960年以降「全村農業法人化」が図られ、今日にいたるまで農業法人（有限会社法人）が営農上のまとまりを考える上で重要な要素となっている。<sup>4)</sup>法人は、「共同経営法人」・「協業経営法人」（加入農家を独立採算制の事業所として経理面のみを一体化したもの）・「個別経営法人」（1戸1法人）の3つの形態に分類され、法人非加入農家は各集落毎の「小組合」に加入している。第1表によってこれらの法人がもつ経営形態に関する特徴をみると、共同経営法人は酪農・畜産を中心とした経営体であるのに対し、協業経営法人加入農家は畑作に集中しているという対照性が指摘される。一方、法人加入農家数は1962年に全農家の半数を上廻る283戸に達して以降、離農脱退や小組合への移行によって減少傾向をたどっている（第1図）。しかも1971年から新たな共同経営法人・個別経営法人を設立する動きが現われたことも加わり、個別経営法人を除いた1法人当り加入農家数は1962年の10.1戸から1984年の4.4戸へと零細化した。特に、協業経営法人については、近年制度上の問題が農地の名義変更等をめぐって深刻化してきており、<sup>5)</sup>法人脱退の動きが加速されている。こうした法人加入戸数の零細化は、集落に

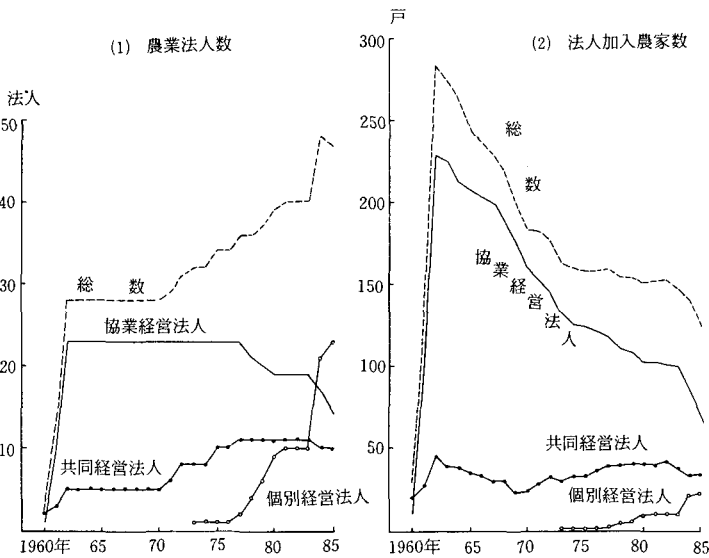
3) 中札内村農協の事業運営方式に関する農協経営論からの分析として三浦賢治【総合農協の存立構造に関する研究】（農協論研究会、1984年）第4章第3節を参照。

4) 1960～62年における「全村農業法人化」については矢島武他【農業法人と協同組合】（『日本の農業』14、農政調査委員会、1962年）を参照。

第1表 法人形態別にみた経営形態別農家数

	計	畑作	畑作 酪農	畑作乳 牛育成	畑作 養豚	畑作 養鶏	酪農	養豚	養鶏	肉牛
共同経営法人	28 (10) <sup>法人</sup>	—	4(2)	—	—	2(1)	12(4)	7(2)	3(1)	—
協業経営法人	86 (17)	69	4	7	1	4	1	—	—	—
個別経営法人	19 (19)	9	2	—	2	1	5	—	—	—
小 組 合	115	75	5	2	1	4	19	1	7	1
非農協組合員	2	1	—	—	—	—	—	1	—	—
計	250 (46)	154	15	9	4	11	37	9	10	1

(資料) 北海道畑作経営技術研究所, 中札内村農協資料より作成。



第1図 農業法人数, 加入農家数の推移

(資料) 北海道畑作経営技術研究所資料より作成。

註) 共同経営法人加入農家数による社員資格をもつ法人雇用世帯が含まれている。

5) 法人名義農地に関する問題については坪井伸広が紹介している。「土地をめぐる農民の意識と行動—北海道中札内村実態調査—」(石川英夫編『土地と農村—地域資源管理を考える—』第7章, 農林統計協会, 1983年)。

おける法人の位置を変化させていることが予想される。

## Ⅱ 中札内村における集落の構造

### 1 行政組織の末端単位としての集落

調査対象とした19の行政区（21集落）は247戸の農家世帯と122戸の非農家世帯によって構成されている。<sup>6)</sup>第2表に示したように、行政区の世帯数規模は、市街地を含む上札内を例外とすれば平均で15.2戸と小さく、10戸未満の行政区も5つを数える。122戸の非農家世帯の過半数は上札内に属しており、他のほとんどの行政区では農家世帯によって大半が占められている。また、非農家世帯の中には農地貸付世帯・共同経営法人雇用世帯等、現在も農業に関わりをもつものが含まれている。

行政区は基本的には住居所在地（号線）に基づく属地組織であるが、属人組織としての性格も含んでいる。例えば、第3表によれば、所属行政区と住居所在地が一致していない農家が5事例あるが、更別村に住居をもつ2事例を含めいずれも隣接行政区内の法人・小組合に属しており、営農上の繋がりを基礎とした行政区への所属が行なわれていることがうかがえる。また、前述のように1971年以降7つの畜産団地が設立されたが、そこに参加した21戸の農家の多くが、No6～17の事例にみるように法人・小組合への所属にとどまらず住居と所属行政区を移動させている。さらに、表示は避けたが、酪農を基幹部門とする5つの共同経営法人には計8名の常勤雇用者が存在するが、このうち7名は他集落ないし村外から当該法人が所在する行政区へ転入している。畜産団地参加農家・法人雇用者の転出・転入は土地所有と切り離された場面で生じた現象であるが、所属行政区の移動が営農との関係で比較的容易に行なわれていることが指摘できよう。<sup>7)</sup>

ところで、行政組織の末端単位としての行政区は、第2図に示したように、区長を筆頭にして、副区長・会計・班長が役員会を構成する。加えて衛生支

---

6) 中札内村の行政区は合計29で、1,176世帯によって構成されている(1985年7月現在)。なお、調査対象外とした中札内地区には7戸の農家が存在し、うち2戸は個別経営法人である。

7) 住居を移転した農家の多くは、畜産団地や共同経営法人に対応して建設された村営住宅に入居している。

第2表 調査集落の概況 (1984年)

集落 (行政区)	総世帯 戸	非農家 世帯 戸	農家世帯		行政 区	農協 地区	法人数 (加入農家数)				小 組 数 入 合 ( 加 農 家 数)	非農協 組合員 戸	1960~62年に おける法人化 の状況	
			法人雇 用世帯 戸	農地貸 付世帯 戸			計	共同経 営法人	協業経 営法人	個別経 営法人				法人 戸
興和 (協和行政 豊栄 進光 中戸 西戸 東戸 東戸)	8	1	—	7	3	1	—	1(7)	—	—	—	1	集 落 の 大 部 分 が 同 一 法 人	
	8	1	—	7		1	—	1(7)	—	—	—	1		
	11	—	—	11		1	—	1(5)	—	1(6)	—	1		
	6	1	—	5		1	—	1(5)	—	—	—	1		
	6	6	—	—		—	2	1	—	1(5)	—	1(1)		1
	9	—	—	—		9	—	3	—	1(7)	2	—		1
	9	2	—	7		2	2	1	1(4)	—	—	1(3)		—
10	1	—	9	2	2	1	—	1(5)	—	1(3)	1			
栄	25(23)	2	—	23(21)	3	6	4	1(2)	3(12)	—	2(9)	—	集 落 を 分 割 法	
常盤	27	6	—	21	5	3	4	—	2(11)	2	1(8)	—		
新札内	17	3	3	14	3	4	6	2(6)	—	4	1(4)	—		
新札内南	8	1	1	7	2	2	4	1(2)	—	3	1(2)	—		
元大正	9(10)	2	—	7(8)	—	1	1	—	—	1	1(6)	—	集 落 の 一 部 分 が 法 人 に	
新生	20	6	2	14	3	3	5	—	1(5)	4	1(5)	—		
共栄	20	—	—	20	4	3	3	1(3)	1(5)	1	1(11)	—		
南常盤	17	2	—	15	3	3	3	—	2(6)	1	1(8)	—		
元札内	17	1	—	16	2	3	1	1(3)	—	—	2(12)	1		
南札内	12	8	1	4	—	2	1	1(1)	—	—	1(4)	—		
元更別	21	2	—	18	4	4	1	—	1(6)	—	3(12)	—		
上札内	95	79	—	15	8	2	1	1(5)	—	—	1(10)	—	法 人 動 化	
西札内	16(15)	2	—	14(13)	3	1	2	1(2)	—	1	1(11)	—		

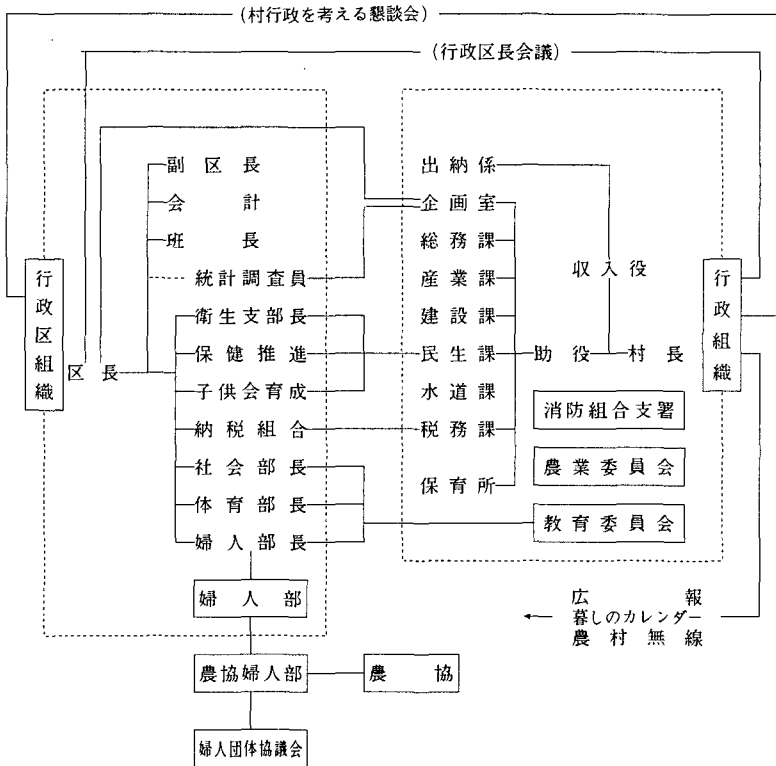
註1) 総世帯、農家世帯は当該集落に所在する法人・小組合加入農家数に基づく。行政区の所屬戸数と異なる場合、行政区所屬戸数を( )内に示した。

2) 南札内の共同経営法人は現在農協管理下にあり、加入農家(1戸)は農協組合長である。

第3表 行政区への所属に関する特徴的事例

	農家 番号	経 営 形 態	所属行政区 (A)	住居所在地 (B)	加入法人・小組合 (C)	加入法人・小組合の移動等
(A)と(B)が 不一致の事例	1	畑作	共 栄	更 別 村	共 栄(小) 共 栄	
	2	畑作	興 和	共 栄	和(協) 興 和	
	3	畑作	栄	南 常 盤	旭 栄(協) 栄	
	4	酪農	上 札 内	南 札 内	上 札 内(小) 上 札 内	
	5	酪農	元 更 別	更 別 村	元 更 別(小) 元 更 別	
(A)と(C)が 不一致の事例	6	畑作養鶏	元 大 正	元 大 正	養鶏団地(小) 栄	元大正・昭和(協)→養鶏団地
	7	養 鶏	中札内市街区	中札内市街	養鶏団地(小) 栄	新札内南・白樺(協)→新札内・新札内(英)→養鶏団地
	8	養 豚	中札内市街区	中札内市街	山田畜産(共) 西 札 内	兄弟で法人設立、世帯独立前は西札内で同居
畜産団地参加 による移動事 例	9	畑作養鶏	栄	栄	島 田(共) 栄	新札内南・白樺(協)→島田
	10	畑作養鶏	栄	栄	島 田(共) 栄	新札内南・白樺(協)→島田
	11	養 鶏	上 札 内	上 札 内	上 札 内(小) 上 札 内	新札内南・白樺(協)→第2プロイラー団地
	12	養 鶏	上 札 内	上 札 内	上 札 内(小) 上 札 内	新札内南・新札内南(小)→第2プロイラー団地
	13	養 鶏	元 更 別	元 更 別	広 葉(小) 元 更 別	新札内南・朝日(協)→第1プロイラー団地
	14	養 豚	上 札 内	上 札 内	ビッグセンター(共) 上 札 内	南札内・五和(共)→ビッグセンター
畜産団地参加 による世帯独 立事例	15	養 鶏	共 栄	共 栄	G P(共) 共 栄	両親は豊栄で畑作経営
	16	養 鶏	共 栄	共 栄	G P(共) 共 栄	親もGP構成員、社員資格をもち世帯独立
	17	養 豚	上 札 内	上 札 内	ビッグセンター(共) 上 札 内	親もビッグセンター構成員、社員資格をもち世帯独立

註) (共)は共同経営法人、(協)は協業経営法人、(小)は小組合を表わす。また、その右側に示した地名は法人・小組合の所属集落を表わす。



第2図 行政組織と行政区組織の関係

部長（ごみ処理等の公衆衛生に関する連絡通知）・保健推進（集団検診等の連絡通知）・子供会育成・納税組合（各種納税書類の配布）・社会部長（各種祭典行事の参加運営）・体育部長（スポーツ大会の参加運営）・婦人部長といった役員が配置されている。区長は村から委嘱状を受け、役場企画室を通じ行政事務を代行する。他の役員は各役場部局に登録され、案内書類の回覧等の仕事を受け持つことになる。区長に対しては、1世帯当り300円に世帯数を乗じさらに一律28,000円を加えた金額（1984年度）が区長報酬として支払われる。その他の役員に対しては、納税組合担当に実費弁償されるほかは無報酬である。なお、統計調査員は企画室を通じて任命され、複数の行政区を受け持つ場合が多い。報酬は統計調査毎に定められた単価に応じて支払われる。

以上の説明は行政サイドからみたモデル的なものであるが、住民の社会生活上の自治組織という観点に立てば、行政区組織は次のような実態を示す。

まず、行政区は通常複数の班体制からなる。班は5～10戸程度の世帯によって構成されているが、多くの場合単なる連絡網の単位にすぎない。ただし、戸数規模の大きい集落では葬儀の際の手伝い等近隣扶助組織としての機能を班が有しており、中でも協和行政区の3つの班は会合や行事の独自開催も行なっている。<sup>8)</sup>

行政区役員は、区長・会計等の1～3名の主要役員を、全戸の輪番制または各班毎の輪番制によって選出する。主要役員の任期は大部分の行政区が1年である。それに対し、衛生支部長以下の役員は、区長の指名、適任者が数年間留任する、婦人部長は行政区内の婦人部<sup>9)</sup>の中から代表として選出する等、選出方法が様々である。子供会育成については、子供会組織を持たず近隣の子供会行事に合流・合同する機会が多いため、役員を設置している行政区は少ない。このほか、行政区役員として監事・相談役を置いている場合もあり、また約半数の行政区が神社係を設置している。以上の役員を先のモデル通りに選出している行政区はなく、同一人物が兼任するケースが多い。逆に、必要に応じて1つの役職に複数名を配置するケースもある。

こうして、行政区は戸数規模に応じて5～14名の役員体制をもつが、各役員は集落活動の中でどのような役割を果たすのであろうか。

区長は様々な行政連絡事務を行なうほか、行政区の代表・総括責任者としての職務をもつ。対外的には、例えば農業委員等の選挙に関して複数の集落間で調整を行なう際には、集落代表者として会合に出席する。対内的には、年数回開催される行政区独自の行事について開催責任を負う。また、各行政区はいずれも会館・神社・馬頭観音（獣魂碑）といった財産を有する<sup>10)</sup>が、

---

8) 豊栄は独自に会館を有している。また、元札内第2小組合も会館をもっている。

9) 行政区内の婦人部は農協婦人部の支部であると同時に、実質的に生協の班の単位でもある。中札内村生協は農協婦人部と青年部が中心となって設立したもので、その経過については前掲『くみあい30年の歩み』、中札内生協『10周年記念誌』（1982年）参照。

10) これらは個人の寄贈を含め先人から受け継がれてきたもので、集落統合の象徴である。ただし、行政区として不動産所有権をもてないため、村や中札内神社に寄付したケースが多い。また、会館については一部に法人所有の建物を行政区が無料で借用している場合がある。

これらの管理責任者でもある。行政区内での葬儀については、葬儀委員長として式をとりしきる。一方、社会部長・体育部長・婦人部長も、行政区の行事には各々の役割に応じて携わる。しかし、衛生支部長・保健推進・納税組合の各役員については行政対応上の必要から設置されており、行政区の独自活動を行なうことはない。

次に、行政区の行事は、元旦の神社参拝に始まり、新年会、春・秋の神社祭、馬頭祭、収穫祭と続き、「万蔵」（年末総会）によってしめくくられる。こうした行事へは主に世帯主が出席するが、他に神社祭と同時開催されるスポーツ大会や日帰り旅行等全世帯員を対象とした行事も取り組まれる。また、婦人部は独自の行事日程をもち、その中には行政区内の老人を対象とした敬老会の催しも含まれる。その他、老人クラブ、青年後継者組織が行政区内で組織され活動している集落も多く、加えて近年においては部落誌（郷土史）の刊行<sup>11)</sup>を始めとする開拓記念事業の取り組みがみられる。このような行政区の独自活動は、比較的戸数規模の大きい行政区で特に活発である。

行政区の独自活動を支える財源は、「戸数割」で1世帯当り年間1万円前後～3万円を徴収するほか、前述の区長手当、納税還付金、神社・馬頭観音への賽銭等が組み込まれる。不足分は行事毎に徴収する金額で補填する。こうした財源によって、行事・会合での飲食費、会館維持費、婦人部等への活動助成、近隣集落での不幸・火災等への香典や見舞金等が支出され、各種募金や衛生薬剤費も一括して支払われる。さらに、行政区役員に対する役員報酬も支給されるが、支給範囲・金額は行政区毎にまちまちで、1984年度の区長手当受取額は0～59,800円までの差が存在する。

以上、行政区の役員体制・行事・財政について概観したが、中札内村における行政区は自律的な自治組織としての体制と機能を有していることが理解される。村行政組織の末端単位としての行政区の機能は、村行政当局が、1つにはこうした自治組織のもつ体制と機能を利用することによって、もう1つには役職の設置・名称統一等を通じ行政浸透パイプの整備を図ることによって、次第に形成されてきたものと考えられる。そして、行政浸透を一層

---

11) 部落誌（史）については、協和行政区（1969年）、共栄行政区（1980年）、新生行政区（1980年）、東戸葛1・2行政区（1980年）、南常盤行政区（1980年）、常盤行政区（1984年）で刊行されている。本稿の記述もこれらの部落誌（史）を参考している。

徹底化するために、各種の広報活動に加え、「行政区長会議」（年2回開催）や「村行政を考える懇談会」（行政区単位の懇談会）等、行政区とのパイプの拡充を図っている。

他方、住民の自治組織との観点からすると、この過程は行政区が行政当局に対してパイプを開設し、自らの社会環境整備に役立つ限り行政区組織の整備・拡充を図ったものと解される。したがって、行政当局による行政区の一方的取り込みではなく、本来的には相互補完的な関係を強化していく過程と理解されよう。自治組織としての行政区の主体性は依然として保持されており、行政当局は「村行政を考える懇談会」等の場において、行政区側から出された多様な要求・批判に直面する場面も生じる。

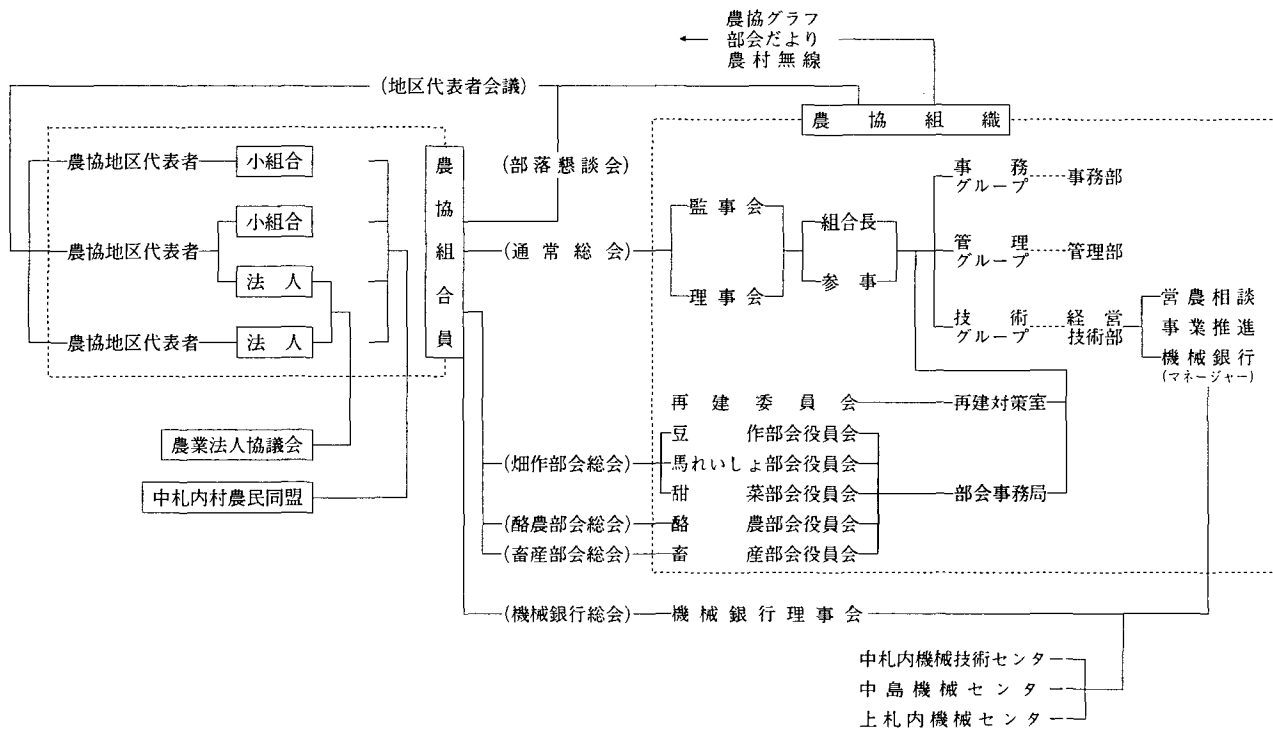
## 2 農協組織の末端単位としての集落

中札内村農協が1975年以降「作目別事業部会」制度を発足させ、農協運営の中核に据えたことは既に述べた。この部会の役割は、1つに年間事業計画の策定と全農協組織を通じた実行、2つに事業計画実行の重要な部分となる関連施設の運営・調整、という点にあるが、後者については部会活動そのものが生産組織として機能する場面を含むので後の分析課題とし、ここでは前者の役割に限定して説明を加える（以下の記述については第3、4図参照）。

まず、農協事業運営の執行機関として、部会役員会と理事会の関係について述べておく。部会役員会は各作目に関して「実質的運営権限を保有し、リスクをおそれず当該（作目に関する事業）運営の道義的責任を持つ」<sup>12)</sup>（カッコ内は引用者）。それに対し、理事会は「法的責任」を負うと同時に、全体的視野から5つの部会運営を調整し農協運営全般の整合性を保つ。したがって、両者は相互補完的な役割分担を行っており、権限の上下関係をもつわけではない。より具体的には、1つに、各部会役員会は一般部会員から選出された役員と部会担当理事から構成する。この場合、9名の理事は組合長を除き、5つの部会のいずれかを担当する。また、部会担当理事を除く中から部会長および副会長（小委員長）が互選で選ばれ、以上の部会役員会体制

---

12) 部会の性格としてあげられた項目の1つ。他に、①農産物の計画的生産、加工、流通の一貫した近代化を促進する、②自主的事业参加の意志と行動を結合し、直接運営にあたる、③事業公開の原則を貫き、農協の民生化をはかる、といった項目があげられている（中札内村農協パンフレット「協同の力できずくあすの農業」）。



第3図 農協組織と農協組員の関係

	役員数	部会長	副部会長 (小委員長)		小 委 員 会		部会担当 理 事		(一 般 部 会 員)
事業部会連絡協議会	豆 作事業部会	14名	1名	2名	麦 作小委員会	5名	2名	(73名)	
	豆 役 員 会				作小委員会	6名			
	馬鈴薯事業部会	13名	1名	2名	澱 原小委員会	6名	1名	(54名)	
	役 員 会				用小委員会	5名			
甜 菜事業部会	8名	1名	1名			1名	(33名)		
役 員 会									
酪 農事業部会	15名	1名	2名	技術開発小委員会	5名	1名	(43名)		
				消流改良小委員会	4名				
				施設小委員会	5名				
畜 産事業部会	18名	1名	2名	養 鶏小委員会	7名	2名	(20名)		
				養 豚小委員会	5名				
				プロイラー小委員会	4名				
機 械 銀 行 理 事 会	10名	理事長	副理事長	理 事	監 事		(全農協 組 合 員)		

(機械銀行役員は農協理事会、各部会役員会、各機械センター、中札内村農業機械化研究会より1名ずつ選出される。)

#### 第4図 作日別事業部会役員会体制

註) 酪農事業部会、畜産事業部会では部会長が小委員長を兼任している。

の下で年間8～10回程度の役員会がもたれる。2つに、部会間の連携は「機械銀行」<sup>13)</sup>を加えた「事業部会連絡協議会」(年1回開催)で図られる。部会担当理事を含めた部会役員全員が参加し、部会活動の交流がなされるほか、部会役員研修計画が協議される。また、畑作関係3部会については総会が一本化されていることから、総会議案作成のために畑作事業部会役員会として合同の会合がもたれる。3つに、各部会の事務は部会事務局が行なうが、部会事務局は農協事務組織の中に組み込まれており、理事会が監督することになる。

13) 機械銀行は1975年に設立されたもので、農協組合員と機械センター間の作業受委託・機械貸借の仲介斡旋を行なう。専任職員として農協内にマネージャー1名が配置されている。機械センターは中島機械センター(飼料作用機械、ブルドーザーを中心とした基盤整備機)、上札内機械センター(飼料作用機械、バキュームを中心とした糞尿運搬撒布機)、中札内機械技術センター(畑作用大型収穫機、ビート育苗センター)の3つが設立されている。専任オペレーターとして、それぞれ3名、4名、2名を配置しているのに加え、中札内機械技術センターは「機械農家」7名をオペレーターとして登録・確保している。

さて、理事会と部会役員会という2重の執行機関をもつ農協と組合員のパイプは、行政の場合に比べかなり複雑である。

第1は、組合員と理事会を直接結ぶパイプとして農協の通常総会があげられる。農協事業計画をめぐる理事会の施策方針と組合員の要求が交流する場であるとともに、農協役員選挙を通じ代表を送り込む場でもある。農協理事（監事）は後述のように近隣集落との協議を通じて候補者が選考されており、地区代表としての一面をもつ。なお、1984年4月に行なわれた通常総会の出席数は、正組合員総数の72.9%（代理、書面出席を除くと61.5%）にあたる319名であった。

第2は、各部会役員会と一般部会員を結ぶパイプとして畑作（3部会合同）・酪農・畜産の各部会総会があげられる。部会制度は全組合員が5つの部会のいずれかに加入することを原則としており、農協組合員であること以外に特別な加入資格条件はない。部会加入は3年毎に再登録され、その際組合員の希望に応じて加入部会の変更も行なわれる。部会総会では、部会役員会による事業計画案が協議されるほか、3年毎に新役員が選出される。役員選出にあたっては、部会総会で3名の役員選考委員が選ばれ、部会事務局から1名の補佐がついて人選にあたるというのが慣例となっている。なお、部会役員報酬は実費弁償に限られている。ところで、1984年4月時点での部会加入者は291名で、正組合員総数の%にとどまっている。そのうち、1984年度末の部会総会出席者は計88名（一般部会員37名、部会役員51名）と低調である。原因は、部会総会を前後して次に述べる「部落懇談会」と農協通常総会が開催され、同内容の協議が続くという点にもあるが、より基本的には一般部会員にとって部会加入の直接的メリットが実感しづらいことによる。部会加入者のみを対象とした会合は部会総会だけに限られており、しかも畑作関係3部会は合同で総会を開催している。逆に、部会役員会の協議内容は「事業部会だより」によって5部会全体についての詳細が全組合員に伝えられており、また各部会役員会が招集する「耕作者会議」（後述）には、部会員のみならず当該作目の耕作者であれば誰でも参加することができる。部会役員が総勢68名を数えることによって、農協運営への参加窓口は大幅に拡大したが、「全員参加の農協運営」（「中札内農業生産団地確立中期計画書」）を実質化するには、なお多くの問題が残されている。

第3に、農協事業計画の策定作業に関わって、「部落懇談会」を通じた農協組合員と理事会・部会役員会とのパイプがあげられる。部落懇談会は農協組合長が組合員を招集するもので、農協理事9名と監事3名が4名ずつ3班に分かれ、農協幹部職員を4～5名同伴し、のべ14の会場で開催する。事業計画策定作業の流れに則して説明すると、まず12月の懇談会では年間の反省がなされ、そこで出された意見を集約しつつ各部会役員会が次年度事業計画の原案を作成する。各部会原案は2月の懇談会で討議される。その討議結果をふまえて部会役員会は修正案（部会総会議案）を作成し、各部会総会（3月）へともちこまれる。一方、理事会は部会事業計画決定後、農協全体の収支決算を中心とした業務報告と次年度事業計画を柱に通常総会議案を作成し、4月初旬に開かれる部落懇談会で討議される。それに基づき必要な修正が加えられたものが、通常総会の討議に付されることになる。このように、部落懇談会は農協事業計画策定に関する討議の中心的な場であり、各会場の出席者には経営主のみならず婦人や後継者も加わり、出席率は70～75%に達している。

第4は、農協の日常的な連絡組織としての「地区」（以下では「農協地区」とする）である。農協地区は原則として各法人・小組合を指し、法人代表者および小組合長を「地区代表者」（以下では「農協地区代表者」とする）としている。逆に、各法人・小組合は大方輪番制で法人代表者・小組合長を選んでいるが、法人代表者、小組合長の役割は農協地区代表者として農協とのパイプ役を務めることが主要な内容となる。つまり、生産資材の購入申込書等の書類配布・回覧、ビート育苗センター・鶏糞および豚糞スラリー等の利用申込み集約といった連絡事務が農協地区代表者を通じて行なわれている。また、部落懇談会や農協通常総会前には「（農協）地区代表者会議」がもたれ、日程確認や議案の配布が行なわれる。その際には、各種推進運動の趣旨徹底や事業経過報告もなされている。

こうした農協地区は第2表に示したように51地区（中札内地区を含めると53地区）設定されているが、大半の集落では複数の農協地区を含んでいる。これは1960～62年における法人化のあり方とも関連しており、集落を分割し複数の法人が設立されたケースや、集落の一部分が法人に加入したケースでは、法人化当初から集落内に複数の法人・小組合が存在した。また、より

以上に、法人化以降の動向、すなわち加入農家の脱退、1971年以降の新たな共同経営法人・個別経営法人の設立、畜産団地の形成等が、集落内の法人・小組合数を増加させた。他方、それは同時に法人・小組合の戸数規模の零細化を意味する。実は農協地区の設定は1984年8月に行なわれたもので、51の農協地区の中で7地区が複数の法人・小組合を含んでいることから推察されるように、法人・小組合を単位として把握しきれなくなった農家（特に

第4表 法人・小組合と農協地区の対応関係（事例）

	1960～62年の農業法人化当初の状況		1984年の現状		1984～85年の動き	農民間盟執行委員	
			法人・小組合	戸数			農協地区
集落の大部分が同一法人に加入した事例	興和	興和(協) 9 → 7	興和(協) 7	興和		1	
	進光	進光(協) 10 → 5	進光(協) 5	進光	2戸脱退	1	
	東戸蔦1	東戸蔦(共) 13 → 4 → 3	東戸蔦(共) 4 東戸蔦1(小) 3	東戸蔦(法) 東戸蔦1		1	
集落を分割し複数の法人を設立した事例	栄	栄(協) 11 → 4 親栄(協) 7 → 3 → 3 → 1	栄(協) 4 親栄(協) 3 幸栄(小) 5 島田(共) 2	栄 親栄 幸栄 島田	3戸脱退	1 1 1 1	
		旭栄(協) 10 → 5 → 1	旭栄(協) 5 養鶏団地(小) 4	旭栄 養鶏団地		1 1	
		常盤(協) 8 → 1 → 1 → 4 → 2 → 2	常盤1(個) 1 道見(個) 1 常盤(小) 8	常盤		1 1 1	
		常盤2(協) 11 → 8 常盤3(協) 6 → 3	常盤2(協) 8 常盤3(協) 3	常盤2(法) 常盤3(法)	1戸脱退 1戸脱退	1 1	
集落の一部分が法人に加入した事例	新生	新生(共) 8 → 1 → 1 → 1 → 1	新生(個) 1 岩崎(個) 1 高島(個) 1 町田(個) 1	新生 新生2		1 1 1 1	
		大和(協) 7 → 5 → 1	大和(協) 5 新生(小) 5	大和 新生1	2戸脱退	0 1	
		共栄	共栄(協) 11 → 5 → 1 → 1	共栄(協) 5 林中(個) 1 G P(共) 3 共栄(小) 11	共栄(法) G P 共栄	1戸脱退	1 1 1
			上札内		上札内(小) 10 ビッグセンター(共) 5	上札内 ビッグセンター	
西札内		西札内(小) 11 山田(共) 2 ウェスタン(個) 1	西札内		1		

個別経営法人)を新たに農協地区として把握することを意図したものであった。法人脱退の動きはこの1年間にも15戸発生しており、農協地区と法人・小組合の一致状態は消失していく傾向にある(第4表参照)。

このように、農協執行機関(理事会・部会役員会)と組合員とを結ぶパイプは複線的に形成されており、かつそれらが互いに交錯している。その中で、部落懇談会は複数のパイプを繋ぐ結節点として重要な位置を占めていることが注目される。ただ、ここでの集落という単位は懇談会の開催範囲を意味するにすぎず、農協組織の末端単位としての組織体制や機能をもつものではない。末端単位としてはむしろ農協地区が相当するわけで、この場合の集落は農協末端単位たる農協地区の集合ないし合同会議(部落懇談会)の場としてさしあたり理解されよう。

### 3 集落構造の実態

生活と営農に関わる最も重要な組織として行政組織と農協組織に注目し、その末端単位としての集落の内実を検討した。しかし、中札内村における生活・営農に関わる組織はそれにとどまるわけではない。そこで、その他関連諸組織における地区対応を概括的にみておく。

まず、関連諸組織の地区区分を第5表によってみる。行政区は前述のように中札内市街区を除き19あるが、農協も行政区区分を基本としつつ法人・小組合設立の経過等への配慮から行政区範囲を部分的に分割し、23の集落区分を行なっている。<sup>14)</sup>この2つの区分に対応しているのが、農業共済組合損害調査員(総代)・森林組合参与委員・農協婦人部支部長・生協班長の選出単位である。次に農業共済組合・森林組合の選挙区や各種の懇談会では複数集落の組み合わせがみられるが、この集落の組み合わせには一種のまとまりが認められる。それは1950年前後の時期に分裂する以前の農事(実行)組合の範囲であったり、農業委員・農協役員等の選挙にあたって協力関係を取りむすぶ集落の範囲であったり、さらには合同スポーツ大会を実施する範囲であ

---

14) 農協集落区分で行政区を分割しているケースは、全て行政区の班体制に即したもので、行政区区分と異なる観点に立った集落区分ではないことに注意。

15) 中札内村農民同盟は全農協組合員加盟の組織で、専従職員も農協からの出向職員である。活動の詳細については中札内村農民同盟『農民運動史』(1976年)参照。なお、太田原高昭「北海道農民の政治意識」(湯沢誠編『北海道農業論』、日本経済評論社、1984年所収)も併せて参照されたい。



るといったように、集落間の「つき合い」を反映したものとなっている。

一方、農家のまとまりの最小単位は前述の農協地区である。中札内村農民同盟<sup>15)</sup>の執行委員の選出は、原則としてこの農協地区を単位とするものとされている。しかし、実際の農民同盟執行委員選出状況は、第4表にみるように農協地区を単位としては必ずしも選出されていない。元来、法人・小組合を単位に選出されていたが、法人からの脱退等が進む中で農協連絡組織と同様に法人・小組合を単位に農家を把握することが困難化したためである。ただし、新たな農協地区設定による農協連絡組織再編の場合と異なる点は、農民同盟執行委員の場合行政区を単位とするものに変更されたケースが多いことである。このケースでは農民同盟執行委員が、上の農業共済組合損害調査員・森林組合参与委員・生協班長等とともに、実質的に行政区役員の一員として位置づけられつつある。つまり、法人・小組合が有していた数少ない外部組織とのパイプが、行政区組織の中に吸収されていく傾向が指摘されるのである。

次に、集落がもつ外部諸組織とのパイプのあり方を詳しくみていくと、農業共済組合損害調査員（総代）・森林組合参与委員は、いずれも実質的には行政区で人選されており、農協婦人部支部長・生協班長は行政区内の婦人部で選出されている。懇談会開催にあたっての連絡は、区長（行政懇談会）・農協地区代表者（農協懇談会、青空教室<sup>16)</sup>・生協班長（生協懇談会）・婦人部長（冬期講習会<sup>17)</sup>を通じて行なわれる。また、各種の選挙にあたっては、農民同盟常任委員のように複数の行政区で交代に出すという慣例が定着しているものもあるが、村議・農業委員・農協役員・農業共済組合役員については通常行政区間で候補者の調整が図られている。調整協議の会合には区長をはじめとする行政区役員が臨む場合が多いが、農協理事選挙等では農協地区代表者が区長とともに出席する場合が少なくない。ここで注目されるのは、農協地区代表者が行政区代表の一員との資格で行政区間の調整協議に加

---

16) 青空教室は農協・普及所・日甜・保健所が合同で開催（7月）しているもので、農薬の新製品説明等各機関がテーマを持ち寄って説明・質疑を行なっている。1984年度は11会場で開かれ、参加者は計147名。

17) 冬期講座は保健所・普及所（生活改良普及員）・教育委員会が合同で開催（1～2月）しているもので、健康や家政についての指導が行なわれる。1984年度は4会場で開かれ、参加者は計97名。

わっていることであり、農協地区代表者は限られた場面においては行政区役員としての機能を果たすことがある。したがって、農協の部落懇談会の開催に関して農協地区代表者が行なう連絡事務も、ある意味では行政区役員としての機能と考えることもできよう。

ようするに、集落と外部組織とを結ぶパイプは、自治組織としての体制・機能をもつ行政区と外部組織との間に設置されている。そこでは、実際の連絡事務等の職務をもつ役員が行政区役員として配置され、あるいは実質的に行政区役員体制の中に包摂されていく中で、行政区組織を通じた集落と外部組織とのパイプの拡充が進んでいる。農協地区代表者は、主要には法人・小組合を単位として行政区とは独自に農協との連絡事務に携わりつつ、農協理事選挙等においては行政区役員としての機能も併せもつ。逆に、農協地区代表者がこうした2面的機能をもつことにより、法人・小組合を単位とする農協地区の意味が農協との関係では連絡網の単位として純化していくものと理解することができる。かくして中札内村における集落は、1つに、外部諸組織と相互に作用し合う多数のパイプを擁する行政区が大きな極をなし、もう1つに、農協からの一方的な連絡網単位としての複数の農協地区がそれぞれ小極をなすという構造をもつものといえる。

ところで、これまでの記述は中札内村の平均的集落を念頭においたものだが、法人設立のあり方とその後の動向によって農協地区の設定については集落間に差がみられる。例えば興和では全農家が1つの法人に加入していることから、行政区と法人・農協地区が一体化しており、区長が法人代表者を兼務している。また、協和行政区のうち協和と進光についても、全農家が法人に加入しており、行政区班長と法人代表者が兼務している。しかし、こうした行政区と農協地区の一致状態は現在ではむしろ例外的存在になりつつある。例えば、栄・常盤・新札内・新札内南といった集落では、かつて行政区班毎に複数の法人を設立していたのが、その後の法人からの脱退等により行政区班と法人の一致状態が消失している。上述の行政区および農協地区による複数の極から成る集落構造は、いくつかの集落においては法人が行政区組織との関係を喪失した結果として現われていることを付言しておきたい。

### Ⅲ 作目別事業部会制度下の生産組織

#### 1 作目別事業部会による地区調整方式

中札内農業の特徴の1つは「装置化・システム化」を強力に推進している点にあるが、現実の生産過程に則していえば、それは個々の農業経営と作目別事業部会、大型施設を結ぶ多数の調整方式の積み重ねによって形成されているといえる。ここで問題としたいのは、部会事業の中に内在している地区調整方式であり、部会事業と集落の接点のあり方を検討する。

地区調整方式を伴う部会事業は、食用馬れいしょ出荷・澱源馬れいしょ（種子・食用屑いもを含む）出荷・ビート出荷、および「中札内機械技術センター」（以下では「技術センター」とする）と共同して取り組まれる小麦収穫コンバイン事業・澱源用ポテトハーベスター事業・ビート育苗センター事業・ビートハーベスター事業である。以下では、1984年度「部会日誌」に拠って、各々の地区調整方式の要点整理を行なう（第6表、第4図参照）。

##### (1)豆作部会—小麦収穫コンバイン事業—

小麦収穫は全耕作農家が技術センターの普通型コンバインを利用している。技術センターは10台のコンバインを耕作農家に貸付け、職員をオペレーターとして派遣する。派遣オペレーターの役割は耕作農家から選ばれたオペレーターの技術向上におかれ、コンバイン運転の主体は耕作農家側にある。

部会役員会におかれた麦作小委員会は「小麦収穫要領」を作成し、収穫開始直前に開かれる「小麦耕作者全体会議」の場で提示する。この会議には小麦耕作農家全戸が招集されるが、その場で耕作農家は4地区に分かれ、各地区毎にはば農協区分による集落を単位に小麦収穫事業に関する「地区協力員」を選ぶ。さらにその中から代表者が選出される。部会役員会は3役を除く全員が担当地区をもち、地区代表者・地区協力員とともに地区役員を構成する。一方、10台のコンバインは全体調整用に2台が充てられ、残り8台が各地区に2台ずつはりつく。1地区につき各8名のオペレーターが耕作農家から選ばれ、コンバイン運転を担当することになる。最も重要な調整は農家毎の収穫順序の決定であり、地区役員が全圃場を見廻りランク付けを行ない、オペレーターに収穫順序の指示を与える。

なお、収穫後の小麦を乾燥施設まで運搬する作業については部会事業では

第6表 畑作3部会における地区調整方式の概要

	豆作部会	馬れいしょ部会			甜菜部会		
	小麦収穫	食用馬鈴薯出荷	澱源馬鈴薯出荷	自走ポテトハーベスター ハーベスターによる作業受託	育苗センター 施設提供 労働力出役	ビート出荷	自走ビートハーベスター ハーベスターによる作業受託
中札内機械技術センターとの関係	コンバイン貸付オペレーター出役	無	無	有(自走ポテトハーベスターと合同)	有	無	有(自走ポテトハーベスターと合同)
耕作者会議・利用者会議の開催	有	有	有	有	有	無	有
地区体制	4地区 地区代表者 地区協力員 地区担当部会役員	8地区 地区協力員 地区担当部会役員	4地区 地区代表者 出荷協力員	7グループ グループ代表 (副代表)	6地区 地区協力員	4地区 地区代表者 出荷協力員	5グループ グループ代表 (副代表)
地区代表・協力員の役割	原則は農協地区だが、実際は行政区単位で出す場合が多い	明確な基準なし 地区協力員は計9名だが、非選出地区、役員兼任地区もある	農協地区で1人	各グループで選出	明確な基準なし 地区協力員は計13名だが、1～4名と幅がある	農協地区で1人	各グループで選出
地区代表・協力員の役割	圃場見廻り・リンクづけによる収穫順序決定	連絡	連絡	併走トレーラーオペレーターの出役調整	連絡。センター出役不能場合の調整	連絡	併走トレーラーオペレーターの出役調整
個別農家への出荷順序・出役割当の担当者	地区代表者・協力員	農協経営技術部	農協経営技術部	稼働は機械技術センター、出役はグループ代表	農協経営技術部	日甜工場	稼働は機械技術センター、出役はグループ代表
地区調整方式の問題点	①コンバインオペレーターの技術向上 ②地区協力員が毎年変わり、地区体制が確立しない	特になし	特になし	ビートとの競合期における出役確保の困難	趣旨にそぐわぬセンター出役の中高生・出面による肩替り	特になし	①利用面積少ないため馬鈴薯との競合時期に兼用型機種が馬鈴薯に廻るので、台数不足気味 ②日甜との関係で利用グループ独自の収穫・出荷体制が組めない



出荷時期は農協経営技術部が各耕作農家毎に割当ててゐる。1983年以後貯蔵庫の収容能力が2万俵から7万俵に増大したため、現時点で耕作農家間の調整は必要がなく、地区協力員は連絡係としての役割にとどまる。

#### 一 澱原馬れいしよ出荷・ポテトハーベスター事業一

澱原馬れいしよ耕作農家は、自家掘取り農家と技術センターの自走ポテトハーベスター利用農家に分かれ、それぞれに独自の出荷順序調整を行なう。

部会役員会は澱原小委員会を中心に収穫開始前に「澱原馬れいしよ取扱要領」を作成し、「馬れいしよ耕作者全体会議」に提示する。これには肩いもを澱原用に出荷する種子・食用耕作農家も参加する。耕作農家は4地区に分かれ、農協地区を単位にその中から出荷協力員を選び、さらに出荷協力員の代表者が出荷地区毎に選出される。出荷時期は4期に区分されており、各期毎に出荷順位の地区割当が行なわれる。4地区の中で出荷順位が毎年1つずつ移動するという、4年サイクルのローテーションが組まれている。同様に各出荷地区内においても農協地区毎に出荷順位のローテーションが組まれる。同じ出荷地区内では自家掘と自走ハーベスター利用の2種類の農家が存在するが、各時期毎に自家掘分と自走ハーベスター利用分に出荷面積を配分し、さらに両者の内部で上の出荷順位を基準に個別農家への出荷割当を行なう。ただし、実際の個別農家への割当配分は農協経営技術部が行ない、個別農家へ通知している。出荷順位ローテーションが定着するに伴ない、出荷協力員の役割は連絡係程度のものへと縮小してきている。

一方、自走ポテトハーベスターの利用グループは、自走ビートハーベスターの利用グループと共に「自走ハーベスター利用者会議」をもち、部会役員会から収穫要領の説明を受ける。利用グループは7つに分かれ、それぞれ代表者を選出する。技術センターのハーベスターは上述の出荷順位に従って稼働するが、その際ハーベスター2台とトレーラー3台の組作業体制がとられる。利用グループは利用農家の中からトレーラーのオペレーター出役を確保しなければならないが、ビート収穫と競合する場合があり、ここにグループ代表者による出役調整の必要が生じる。

なお、自家掘、自走ハーベスター利用グループともに、圃場外搬出後の工場への運搬は部会を通じ全て業者に委託される。

### (3) 甜菜部会

### －育苗センター事業－

育苗センターの利用は作付面積の70%以上に達しており、自家育苗より育苗センターを利用する農家の方がかなり多い状態である。毎日の稼働体制は、農家出役7名、技術センター職員6名のほか、雇用を含めた計36名で構成される。

部会役員会による「育苗センター稼働要領」は、全利用者を対象とした「育苗センター利用者会議」で徹底される。利用者は6地区に分かれ、各地区毎に1～4名の地区協力員が選ばれる。地区調整は苗の配布順位と育苗センターの出役に関して行なわれるが、地区毎の配布順位は6地区6年サイクルのローテーションが定着しており、個別農家への割当は農協経営技術部が行なっている。また、育苗センター出役の調整も実際には同じく農協経営技術部が担当しており、地区協力員の役割は連絡係ないし急に出役に応じられない場合の調整を行なう程度である。

### －ビート出荷・ビートハーベスター事業－

ビート出荷は耕作農家を4地区に分け、農協地区を単位として出荷協力員が選出され、さらにその中から地区代表者が選ばれている。つまり、澁原馬れいしよと同様に、4地区4年サイクルの出荷順位ローテーションが生まれ、出荷地区内の農協地区毎でもローテーションによる出荷順位割当が行なわれている。ビート出荷については、耕作者会議が開催されず、農協と「日甜」工場との間で調整を図った後、日甜側が地区代表者・出荷協力員を集めて説明を行ない、個々の農家に対しても日甜から出荷順位が示される。このように、地区代表者・出荷協力員は全くの連絡係にすぎない。

技術センターのビートハーベスター利用者は、ポテトハーベスターと同じ「自走ハーベスター利用者会議」において部会役員会から収穫要領の説明を受けた後、5つのグループに分かれる。ポテトハーベスターと同様にグループ代表が選出されるが、ハーベスター1台に2台のトレーラーが併走する組作業体制をとるため、グループ代表はトレーラーオペレーターの出役調整を行なう。なお、自走ビートハーベスターの利用面積（作付面積の10%程度）が自走ポテトハーベスターに比べて少ないため、澁原馬れいしよと作業が競合する期間、4台のハーベスターのうち3台を占める兼用機種が馬れいしよ収穫にまわる。また、日甜工場が出荷順位を割当てることから、馬れいしよ

のように自走ハーベスター利用グループ独自の出荷体制が組めない。この2つの問題は自走ハーベスターの効率的運行を妨げる要因となっている。

なお、ビートは圃場外搬出後一旦村内の堆積場に運搬されるが、その運搬作業は業者に委託されている。

以上みたように、各部会事業における地区調整方式は、それぞれ異なる地区体制をとっていることがわかる。地区数の違いにも現われている地区範囲の差異、地区代表・協力員の選出単位の差異、そして地区代表・協力員が果す役割の差異が、明らかに存在する。これを地区体制と部会・技術センターの関係という観点からみると、それぞれの地区調整方式は次のように整理される。

第1は、集落（農協区分）を単位に選出された地区協力員を中心に、集落連合生産組織ともいうべき実態を地区体制が示しているもので、小麦収穫のケースがそれにあたる。この場合、地区調整の主体は地区代表者・協力員にあり、部会・技術センターは補完的機能を果している。第2は、農協地区を単位とする地区体制をとる澱原馬れいしょ出荷およびビート出荷のケースで、地区調整主体は農協・日甜におかれ、地区体制が連絡網としての機能を果すにとどまる。第3に、地区（グループ）代表者・協力員の選出単位をもたない自走ポテトハーベスター・ビートハーベスター・育苗センターのケースで、稼動順序の調整を部会・技術センターが行ない、地区体制は出役調整によってそれを補完する。第4は食用馬れいしょ出荷のケースであり、この場合には既に出荷調整の必要が喪失した中で、地区体制の意味が出荷・受入基準の周知徹底化を図る場へと変化し、地区協力員選出の単位も不鮮明化している。

こうした地区調整方式の差異には多面的な要因が作用していると思われるが、さしあたり集落構造と地区体制の関連性という点での差異に限定すると、上の第1～4の比較からいくつかの規定要因が浮かび上がってくる。

まず、地区体制の確立が既存の集落組織の上に図られているのは第1および第2の地区調整方式であるが、小麦収穫・澱原馬れいしょ出荷・ビート出荷は、いずれも基幹作物である上に部会事業は全耕作農家を対象としている。それに対し、地区体制の確立が既存の集落組織との関わりをもたず独自の農

家の組織化を図っているのが第3ないし第4の地区調整方式である。自走ハーベスター・育苗センターは必ずしも集落構成農家の多数が利用しているわけではなく、食用馬れいしょについても多数の農家が作付しているのではない。したがって、部会事業の受益対象の拡がりの有無が、地区体制の確立による農家の組織化に際して集落との接点のもち方を異なるものにしていくと考えられる。<sup>18)</sup>

次に、第1と第2の地区調整方式の差異についてみると、前者の小麦収穫順序の調整は天候との関係で穂発芽の危険がつきまとい、絶えず圃場毎の登熟を点検することが可能な柔軟かつ迅速な対応が求められる。そのような対応は農協事務組織等では困難であり、より生産現場に密着した地区体制が自主的判断に基づいてコンバインを運行することが必要となる。一方、澁原馬れいしょ・ビート出荷の場合、比較的天候による影響が少なく、出荷時期自体が収量水準に影響を与える。また特に澁原馬れいしょについては、小麦播種との関係での早掘りの希望や種子・食用屑も出荷等の要素が絡むため、農家間の出荷順位の調整は複雑なものとなる。こうした状況の下で出荷順序の公平性と工場操業に合わせた出荷の計画性を確保するためには、利害の妥協点を細目化した基準に拠りながら、むしろ固定的・事務的な出荷順位割当の原則を確立し、その上で個別の事情に対処していく方法が求められる。その際には、地区調整方式は農協事務組織等による第3者的な実務が適合し、地区体制は結果的に連絡組織化していくものと考えられる。そして、農協地区はここでも連絡組織に組み込まれていることが確認されるのである。ようするに、地区調整を必要とする農家間の利害の性格差が、地区体制と部会・

---

18) 澁原馬れいしょとビートに関して、出荷に関する地区区分と自走式ハーベスターの地区区分が全く対応していない。その理由は、1つに、各出荷地区毎の自走ハーベスター利用者数（利用面積）に大幅な違いが存在し、ハーベスター稼働率との関係で出荷地区に対応したハーベスター地区体制がとれない。2つに、同じくハーベスター稼働率を向上させるため、ハーベスターのグループは耕作地のまとまりで地区区分がなされている。それに対し、出荷地区は出荷順位ローテーションの関係から当該農家が所属する農協地区によって区分される。したがって、集落外に耕作地を持つ場合には、出荷地区と自走ハーベスターグループの所属が異なることが当然生じてくる。こうした出荷と収穫の地区体制のズレは、小麦地区体制と比較した場合、澁原・ビート自走ハーベスター利用者が出荷農家の一部にとどまるという事業受益対象の拡がりの問題が規定的に作用していると考えられる。

技術センターの機能分担のあり方に作用していると考えられる。

## 2 生産組織展開の系譜性

ところで、作目別事業部会を中心に「装置化・システム化」が推進される中で、自生的な生産組織はいかなる展開を示すのであろうか。第7表は、こうした問題意識の下に、作物別の共同作業と機械共同所有の現状を、行政区長への聞き取りによって知り得た範囲内で整理したものである。煩雑化を避けるために、前項で取り上げた小麦・食用馬れいしょ・澁原馬れいしょ・ビートについて表示したが、その他にも豆作や飼料作の生産組織に加え、集落全戸による地力培養施設（スラリータンク）利用、協業経営法人による2名の臨時雇労働者の共同雇用等の特徴的事例が存在する。

この表によれば、共同作業あるいは機械共同所有は、2～3戸の小戸数によるものが支配的であり、その中には集落の範囲を越えた共同関係も含まれ

第7表 共同作業・機械共同所有関係の概況

	集 落 内 の 共 同 関 係 (戸数規模別件数)							集落全体の 共同関係
	2戸	3戸	4戸	5戸	7戸	8戸	集落全体	
小麦播種	1	—	—	—	—	—	東戸萬2	—
ク 運搬	3	—	—	—	1(1)	—	常盤元更別(協和)	—
ク ドリル	7	3(1)	—	—	1(1)	—	西札内(協和)	—
食用馬れいしょ植付	—	1(1)	—	—	—	—	—	—
ク 収穫	2	2(1)	—	—	—	—	—	—
ク プライター	1	1	—	—	—	—	—	—
ク ウイセント	2	1	—	1	—	—	—	—
澁原馬れいしょ植付	2	1(1)	1	—	—	—	—	—
ク 収穫	2	—	—	—	—	—	—	—
ク プランター	3	—	1	—	—	—	—	—
ク ハーベスター	3	3(1)	1	—	—	1(1)	—	1件(3)戸
ビート播種・育苗	4	1	—	—	—	—	—	—
ク(育苗センター)苗運搬	1	1	—	1	—	1(1)	新 生	1(3)
ク 移植	8	3(1)	1	—	—	—	—	1(2)
ク 収穫	5	1	—	—	—	—	—	—
ク 移植機	4	1	—	—	—	—	—	—
ク タッパー	—	—	—	1(1)	—	1(1)	(進 光)	—
ク ハーベスター	4	—	2	1	—	—	—	—

註) 1. 機械共同所有関係のうち共同作業を含むものは共同作業件数に計上し、機械共同所有件数には計上していない。

2. 集落内の共同関係件数のうち、協業経営法人によるものは( )に内数として示した。また、集落構成農家全戸が1つの協業経営法人に加入している場合は、「集落全体」の欄に(集落名)で示した。

ている。また、一部に7～8戸と比較的戸数の大きい共同関係が含まれているが、いずれも協業経営法人によるものである。さらに、共同作業・機械共同所有が集落全体で取り組まれている事例が認められる。この事例は、とりわけ小麦に関する共同関係に多い。

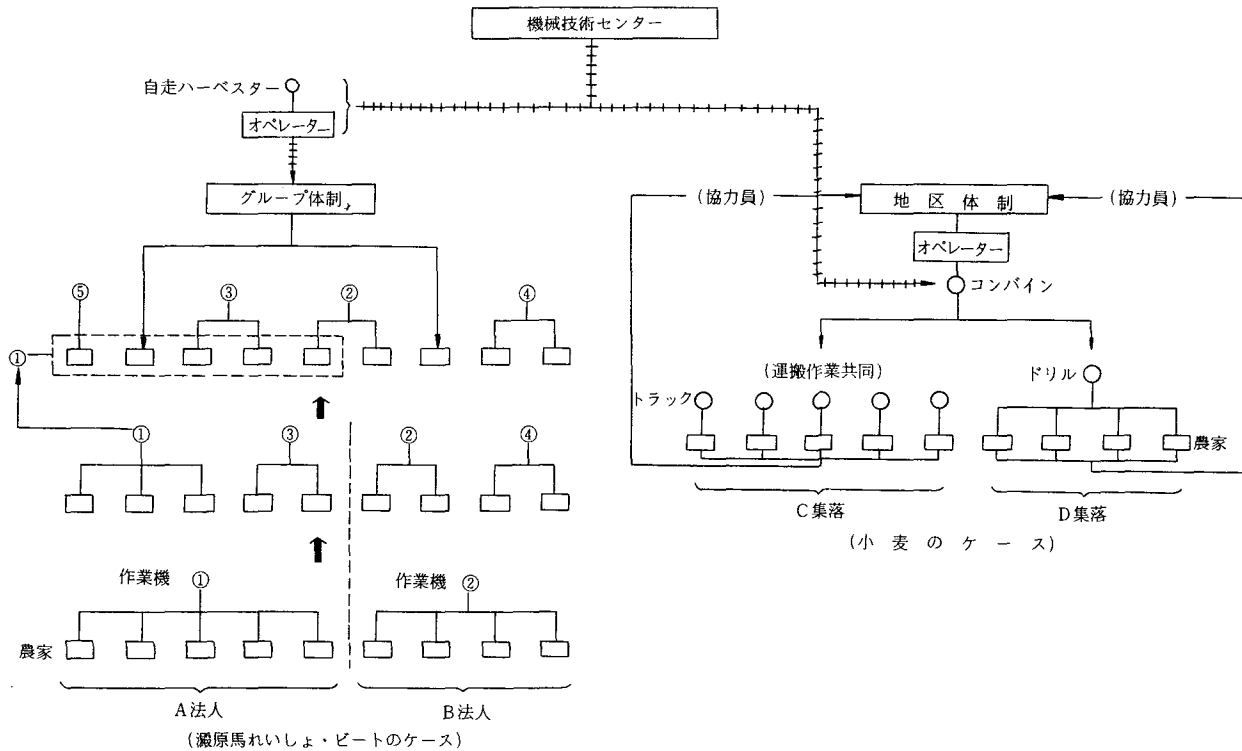
このように、中札内村における自生的な生産組織は、集落内における小戸数の共同関係を支配的としながら、それとは異なる範囲での共同関係を部分的に含むものとなっている。そこでこれらの生産組織の現状を系譜的に理解するために、2、3の協業経営法人の事例を念頭に、生産組織の展開を模式的に示したのが第6図である。

まず、1960年代後半から70年代初頭にかけてトラクター化が進展し、馬れいしょ・ビートを中心とする収穫機の導入が進められる。こうした畑作機械化は農業構造改善事業等の補助事業導入を軸として進められ、既存の法人組織を単位に機械利用組合が設立された。そして機械台数の絶対的な不足、機械性能の低位性から一定の組作業体制が要求され、法人は同時に共同作業単位ともなった。

ここで、1971年におけるトラクター化の進展状況を1戸当たり台数で示すと、村平均では0.74台、共同経営法人0.76台、協業経営法人0.83台、小組合0.57台というように、協業経営法人において高い普及率を示している。冒頭にみた協業経営法人加入農家の畑作への集中は、協業経営法人が機械共同所有・共同作業組織としての内実をもつことにより、加入農家の経営展開を畑作専門化の方向で同質化させた結果と考えられるのである。

他方、同年のトラクター1台当たり馬力数をみると、協業経営法人の場合44馬力であり、共同経営法人の52馬力ばかりでなく小組合の47馬力をも下廻る。このことは、協業経営法人における先駆的トラクター化の内容が個別展開型の経営に比べ質的な隔りをもつものではなかったことを意味している。

次の段階では、トラクター化の一層の進展と収穫機の高性能化(例えばディーガー型からハーベスター型へ)の中で、協業経営法人=生産組織における多人数による組作業が不必要化していく。作業単位は2～3戸程度のものへと零細化していき、一部機械の共同所有を除き各作業単位へ専用機械を張り付けていく。こうした小戸数集団による機械化は、個別経営の新たな展開条件を形成し、同じ畑作専門経営においても各作物の作付比率・作付面積の個別



第6図 自生的生産組織と機械技術センターの関係 (模式図)

差を拡大する要因となっていく。

この方向がより進んでいくと、2～3戸の共同関係でさえも個別経営展開の制約と化し、機械の個別導入に向っていく。この場合、機械の高性能化により共同作業が不必要となる作業のみが個別化に向うのではなく、食用まれいしょ収穫やビート移植作業のように現状においても家族労働力2～3人では対応できない作業では、雇用労働力を導入することによって組作業を行なうケースを含むことになる。

一方、かような個別機械化に対応できない農家の場合、多様な方向を示すことになる。大別すれば、1つには、従来の2～3戸の共同関係がそのまま持続するもの、2つには、協業経営法人の枠を越え集落内外の農家と新たな共同関係を形成するもの、3つには技術センターの利用へ向うもの、をあげることができる。澁原馬れいしょ・ビートの場合には、個別機械化を含め上にあげた全ての方向が存在するわけで、農家間の共同関係は全体として複雑化する方向にある。その結果、従来の協業経営法人における生産組織としての内実は、次第に低下・消失に向っていく。法人による機械共同所有がもはや積極的な意味をもたず、過去の機械利用組合の「残骸」として残されている事例も少なくない。したがって、ここでは、「装置化・システム化」の推進による技術センターの事業展開は、自主的な生産組織を解体させる1契機として指摘される。

他方、澁原馬れいしょやビートと異なり、小麦の場合には過去に地区的な生産組織化の経緯をもたず、全耕作農家が技術センターを利用する中で近年作付面積の増加を示してきた。こうした状況の下で、部会・技術センターの事業対象外である小麦播種作業や収穫後の運搬作業についての共同関係が形成されつつある。しかも注目されるのは、小麦に関する共同関係が集落のまとまりに基づいて形成される等、比較的大きな戸数規模を有することである。このことは、前述の小麦収穫に関する地区体制を強化し、部会・技術センターによる小麦収穫事業を補完するものとみることができる。

このように、第7表でみた自生的生産組織の現状には、異なる系譜性と方向性をもつものが混在しているといえる。

## おわりに

以上みたように、中札内村における「装置化・システム化」は集落と全く切り離された場面で展開しているのではなく、既存の集落組織との接点をもち利用することによって広域的な農家の組織化を図っていることが指摘される。しかも、その態様は作目ないし事業毎に大きく異なっており、そこから自生的生産組織の展開方向に関しても作目間の差異が顕著に現われていた。それは、作目別事業部会制度の下、各部会事業が独自性を強め、対象作目をとりまく各種の事情に対応して地区調整方式の内容の差異を拡大していった当然の結果ともいえる。

作目毎に方向性を離れた集落構成農家の組織化は、集落組織にも何らかの作用を与えることが予想される。例えば、澱原ばれいしょやビートにおける生産組織の零細化や解体は、法人活動の意味を変化させ、農協地区を単位とした農家のまとまりの内実を一層稀薄化させることに繋がるし、小麦収穫をめぐる部会事業と生産組織の展開は、従来みられなかった集落を単位とした営農のまとまりを形成していく端緒であるとも推察される。

これらの諸契機が前述の集落構造の特質を強化する方向に作用するか、変容させる方向に作用するかは、今後の動向を観察する中で改めて検討すべき課題である。<sup>19)</sup>

---

19) 中札内村農協は1987年以降の新たな地域農業振興策として「新農業団地」構想の具体化に着手している。この構想は畑作専業タイプで10戸、250haの団地規模を想定しているが、その基本理念の中には「すべて合意を基本として、それによる契約に基づいての集団ですから、全く号や線に関係なく組織されることから、飛び地、通い作も出てきます。又、住居もまちまちですから、遠い所からの通勤ということもあり得ます」との表現がある（中札内村農協パンフレット「新農業団地」）。これは本稿の分析に照らしてもいろいろ検討すべき内容を含んだものであるが、農地分散化が売買・貸借によって相当進行している現状を必ずしも否定的に受け取っていないことが注目される。この受け取め方の当否を含め、生活・営農に関する農家のまとまりと「集落における農地のまとまり」と関連づけて検討することが今後に残された大きな課題である。